



紙で申告した方も

e-Taxで所得稅申告書等の PDFファイルを取得できます！



- メリット1
 お手持ちのパソコンやスマートフォンで**申請から取得まで**できます！
- メリット2
紙で申告した方もPDFファイルで取得できます！
- メリット3
 取得したPDFファイルの**ダウンロード・印刷**も可能です！
- メリット4
手数料はかかりません！

ステップ


1 パソコン又はスマートフォンでe-Taxにログインし、閲覧申請データを作成・送信します。

- ※ 書面又はe-Taxにより提出した**所得稅確定（修正）申告書、青色決算書及び収支内訳書**のうち、**直近3年分（令和2年分以降）**が対象となります。
- ※ **直近年分**の所得稅の申告書等の申請は、**原則として翌年5月1日以降に可能**となります（例：令和4年分の申告書の場合、令和5年5月1日以降に申請可能）。
- ※ 閲覧申請データの送信及びe-Taxのメッセージボックスの確認には、**マイナンバーカードが必要**です。
- ※ 代理人や相続人の方はご利用できません。

2 e-TaxのメッセージボックスにPDFファイルが配信された後、閲覧・ダウンロードができます。

- ※ e-Taxのメッセージボックスの確認には、**マイナンバーカードが必要**です。
- ※ 申請から**PDFファイルの取得までには数日かかります**ので、あらかじめご了承ください。
- ※ PDFファイルのダウンロード可能期間は、メッセージの格納から180日以内です。

i 所得稅申告書等をe-Taxで提出している方は、パソコンからe-Tax（Web版）にマイナンバーカード等でログインすることで、メッセージボックスの受信通知から申告書等のPDFファイルをダウンロードできますので、そちらもご活用ください。




スマートフォンによるPDFファイルの申請・取得方法（簡易版）

- ◆ 書面又はe-Taxにより提出した所得税確定（修正）申告書、青色決算書及び収支内訳書のうち、直近3年分（令和2年分以降）が対象となります。
- ◆ 直近年分の所得税の申告書等の申請は、原則として翌年5月1日以降に可能となります（例：令和4年分の申告書の場合、令和5年5月1日以降に申請可能）。
- ◆ ご利用にはマイナンバーカードが必要です。
- ◆ 申請からPDFファイルの取得までには数日かかりますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ PDFファイルのダウンロード可能期間は、メッセージの格納から180日以内です。
- ◆ 代理人や相続人の方はご利用いただけません。

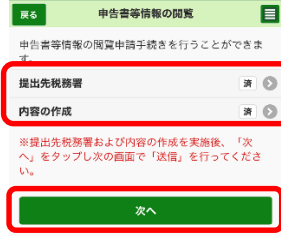
申請



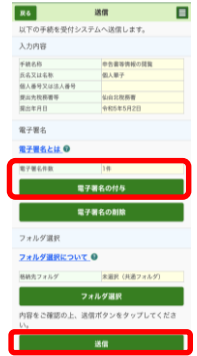
② 「申請・納税」を選択



③ 「所得税申告書等情報の閲覧」を選択



④ 提出先の税務署と内容の作成（申告書等の選択）を入力してから次の画面へ



⑤ 電子署名を付与し、送信

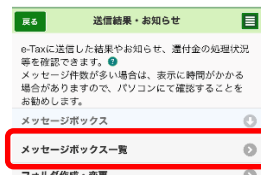
① マイナンバーカードでログイン



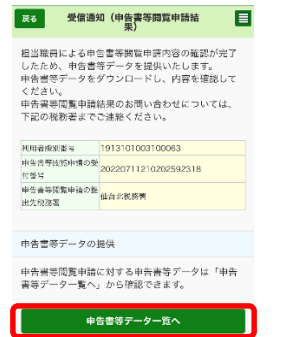
ダウンロード



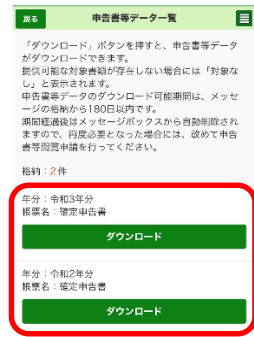
② 「送信結果・お知らせ」を選択



③ 「メッセージボックス」→「メッセージボックス一覧」を選択



④ 申告書等閲覧申請結果のメールを選択し、申告書等データ一覧へ



⑤ 格納されたデータをダウンロードできます

スマートフォン・パソコンによる申請・取得の詳しい操作手順は、**e-Taxホームページ**をご覧ください。

また、スマートフォンからの利用手順については、インターネット番組「Web-TAX-TV」の「**緑で申告した方もe-Taxで所得税申告書等のPDFファイルを取得できます**」もご参照ください。

（操作手順はこちら）



e-Taxに関する最新の情報をe-Taxホームページに掲載しています！

e-Taxホームページでは、利用者識別番号の取得方法やイメージデータに関する情報のほか、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法等に関する情報について、詳しくお知らせしています。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>



イータックス

検索